

令和5年8月31日  
薬事衛生課  
課長 坂口  
外線 225-1440

## 知事指定薬物及び知事監視製品の指定について

本日、石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づき「知事指定薬物」3物質、「知事監視製品」15製品をそれぞれ指定しました。

知事指定薬物及び当該物質を含む製品の製造、販売、所持、使用等は条例に違反することとなり処罰の対象となります。

また、知事監視製品（今回指定製品を含め1,660製品）を販売等する者は、

- ①販売業の届出
  - ②購入者に対する体内摂取禁止の説明及び説明書の交付
  - ③販売記録の作成、購入者から体内摂取しない旨の誓約書の徴収等
- が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

知事監視製品（今回指定製品を含め1,660製品）を購入等する者は、

- ①体内摂取しない旨の誓約書の提出
    - ・県内届出販売者から購入した場合は、販売店に提出
    - ・県外店舗、インターネット等から購入した場合は、知事に提出
  - ②誓約内容の遵守
- が必要となり、違反した場合には過料が科せられます。

## 記

### 1 知事指定薬物（3物質）

「N-（1-アミノ-3,3-ジメチル-1-オキソブタン-2-イル）-1-ベンジル-1H-インダゾール-3-カルボキシアミド（通称：ADB-BINACA）及びその塩類」など3物質

### 2 知事監視製品（15製品）

「パッケージに「Magic FOG Original Effector」と表示のある製品であって、その内容物が液体のもの」など15製品

### 3 施行期日

令和5年9月1日

詳細は、県ホームページ「危険ドラッグ対策について」をご覧ください。

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/yakuji/yakuran/drug/taisaku.html>